

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 30 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
掲示事項等の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

[別記]

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 国民健康保険中央会
公益財団法人 日本医療保険事務協会
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立健康危機管理研究機構
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
社会保険診療報酬支払基金
各都道府県後期高齢者医療広域連合（47 カ所）
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局財務課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
警察庁長官官房教養厚生課
防衛省人事教育局
大臣官房地方課
医政局医療経営支援課
保険局保険課
労働基準局補償課
労働基準局労災管理課

保医発 0530 第 3 号
令和 7 年 5 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
掲示事項等の一部改正等について

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）及び特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）が令和7年厚生労働省告示第172号及び令和7年厚生労働省告示第173号をもって改正され、令和7年6月1日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等の一部改正に伴い、関係通知を下記のとおり改正しますので、併せて貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 掲示事項等告示の一部改正について

クロバリマブ製剤について、掲示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

2 特掲診療料の施設基準等の一部改正について

クロバリマブ製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第9「在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

3 掲示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について

ピアスカイ注 340mg

- ① 本製剤はクロバリマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

4 関係通知の一部改正について

（１） 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）の一部を次のように改正する。

- ① 別添 1 第 2 章第 2 部第 2 節第 1 款 C 1 0 1 の(23)の次に次のように加える。
(24) クロバリマブ製剤については、皮下注射により用いた場合に限り算定する。
- ② 別添 1 第 2 章第 2 部第 3 節 C 2 0 0 (1) 中「及びレブリキズマブ製剤」を「、レブリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤」に改める。
- ③ 別添 3 区分 0 1 (5) イ中「及びレブリキズマブ製剤」を「、レブリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤」に改める。
- ④ 別添 3 別表 2 中「及びレブリキズマブ製剤」を「、レブリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤」に改める。
- ⑤ 別添 3 別表 3 中「レブリキズマブ製剤」の次に「クロバリマブ製剤」を加える。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発 0305 第4号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第2節在宅療養指導管理料 第1款在宅療養指導管理料 1～13 (略) C100 (略) C101在宅自己注射指導管理料 (1)～(23) (略) <u>(24) クロバリマブ製剤については、皮下注射により用いた場合に限り算定する。</u> C101-2～C121 (略) 第2款 (略) 第3節 薬剤料 C200薬剤 (1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化	別添1 第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第2節在宅療養指導管理料 第1款在宅療養指導管理料 1～13 (略) C100 (略) C101在宅自己注射指導管理料 (1)～(23) (略) (新設) C101-2～C121 (略) 第2款 (略) 第3節 薬剤料 C200薬剤 (1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化

第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI2製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、

第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI2製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、

トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、
p H 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製
剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼアルファ製
剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、
エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベ
リムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシ
ズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマ
ブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴ
ン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾン
コハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von
Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアル
ファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼア
ルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製
剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、
セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、
ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テ
デュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、
レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、
ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、
カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、
フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製
剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物
配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプアルファ製剤、ア
バルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリ
ズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム

トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、
p H 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製
剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼアルファ製
剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、
エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベ
リムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシ
ズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマ
ブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴ
ン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾン
コハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von
Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアル
ファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼア
ルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製
剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、
セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、
ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テ
デュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、
レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、
ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、
カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、
フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製
剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物
配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプアルファ製剤、ア
バルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリ
ズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム

製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズムマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤

(2)～(6) (略)

別添 3

区分 0 1 薬剤調整料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピ

製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズムマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤及びレブリキズマブ製剤

(2)～(6) (略)

別添 3

区分 0 1 薬剤調整料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピ

ン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキシマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、

ン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキシマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、

デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤)に限る。

デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤及びレブリキズマブ製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ （略）

(6)～(13) （略）

別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ （略）

(6)～(13) （略）

別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容

体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、
ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸
モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、
アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘ
パリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズ
マブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、ア
バタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）
製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、
セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、ア
リロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリ
ムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマ
ブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチ
ド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エ
ステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因
子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製
剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマ
ブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製
剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃
縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メト
トレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホ
スレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製
剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン
製剤ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペ
ルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフ
ガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合

体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、
ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸
モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、
アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘ
パリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズ
マブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、ア
バタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）
製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、
セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、ア
リロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリ
ムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマ
ブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチ
ド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エ
ステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因
子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製
剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマ
ブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製
剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃
縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メト
トレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホ
スレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製
剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン
製剤ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペ
ルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフ
ガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合

剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤

乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

インターフェロンアルファ製剤

剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤及びレブリキズマブ製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤

乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤	インターフェロンベータ製剤
ブプレノルフィン製剤	ブプレノルフィン製剤
抗悪性腫瘍剤	抗悪性腫瘍剤
グルカゴン製剤	グルカゴン製剤
グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト	グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト
ヒトソマトメジンC製剤	ヒトソマトメジンC製剤
エタネルセプト製剤	エタネルセプト製剤
ペグビソマント製剤	ペグビソマント製剤
スマトリブタン製剤	スマトリブタン製剤
グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤	グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤
アダリムマブ製剤	アダリムマブ製剤
テリパラチド製剤	テリパラチド製剤
アドレナリン製剤	アドレナリン製剤
ヘパリンカルシウム製剤	ヘパリンカルシウム製剤
アポモルヒネ塩酸塩製剤	アポモルヒネ塩酸塩製剤
セルトリズマブペゴル製剤	セルトリズマブペゴル製剤
トシリズマブ製剤	トシリズマブ製剤
メトレプレチン製剤	メトレプレチン製剤
アバタセプト製剤	アバタセプト製剤
pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤	pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤
アスホターゼ アルファ製剤	アスホターゼ アルファ製剤
グラチラマー酢酸塩製剤	グラチラマー酢酸塩製剤
セクキシマブ製剤	セクキシマブ製剤
エボロクマブ製剤	エボロクマブ製剤

プロダルマブ製剤 アリロクマブ製剤 ベリムマブ製剤 イキセキズマブ製剤 ゴリムマブ製剤 エミシズマブ製剤 イカチバント製剤 サリルマブ製剤 デュピルマブ製剤 インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤 ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤 遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤 ブロスマブ製剤 メポリズマブ製剤 オマリズマブ製剤 テデュグルチド製剤 サトラリズマブ製剤 ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤	プロダルマブ製剤 アリロクマブ製剤 ベリムマブ製剤 イキセキズマブ製剤 ゴリムマブ製剤 エミシズマブ製剤 イカチバント製剤 サリルマブ製剤 デュピルマブ製剤 インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤 ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤 遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤 ブロスマブ製剤 メポリズマブ製剤 オマリズマブ製剤 テデュグルチド製剤 サトラリズマブ製剤 ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤
--	--

メトトレキサート製剤	メトトレキサート製剤
チルゼパチド製剤	チルゼパチド製剤
ビメキズマブ製剤	ビメキズマブ製剤
ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤	ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤
ペグバリアーゼ製剤	ペグバリアーゼ製剤
ラナデルマブ製剤	ラナデルマブ製剤
ネモリズマブ製剤	ネモリズマブ製剤
ペグセタコプラン製剤	ペグセタコプラン製剤
ジルコプランナトリウム製剤	ジルコプランナトリウム製剤
コンシズマブ製剤	コンシズマブ製剤
テゼペルマブ製剤	テゼペルマブ製剤
オゾラリズマブ製剤	オゾラリズマブ製剤
トラロキヌマブ製剤	トラロキヌマブ製剤
エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤	エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤
ベドリズマブ製剤	ベドリズマブ製剤
ミリキズマブ製剤	ミリキズマブ製剤
乾燥濃縮人プロテインC製剤	乾燥濃縮人プロテインC製剤
メコバラミン製剤	メコバラミン製剤
ベンラリズマブ製剤	ベンラリズマブ製剤
マルスタシマブ製剤	マルスタシマブ製剤
ロザノリキシズマブ製剤	ロザノリキシズマブ製剤
レブリキズマブ製剤	レブリキズマブ製剤
<u>クロバリマブ製剤</u>	(新設)